

福島原発の事故に伴う計画的避難区域等に係る
雇用保険の特例及び雇用調整助成金の取扱いについて

	雇用保険の特例	雇用調整助成金
警戒区域 及び 屋内退避区域	○	×
計画的避難区域	○	×(※1)
緊急時避難準備区域	○	○
かつて屋内退避区域 であって、上記以外の ところ	○(※2)	○

(※1) 計画的避難区域に指定される前に雇用調整助成金の利用を開始した事業主については、引き続き利用可能。

(※2) 屋内退避区域として特例給付が認められていたことを考慮し、当分の間の経過措置として、対象とする。